

こばんはうす さくら

重要事項説明書

(児童発達支援)

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

☆ 目 次 ☆

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の職員体制	2
4. 事業所が提供するサービスと利用料	3
5. サービスの利用方法・利用料金	4
6. 契約の終了	4
7. サービス利用に関する注意事項	5
8. サービス実施の記録	5
9. 緊急時の対応方法・協力医療機関	5
10. 損害補償保険への加入	6
11. 苦情の受付	6

1 事業者の概要

名 称	株式会社道進
法人種別	営利法人
法人所在地	茨城県水戸市中丸町 433 番地
電話番号	029-350-5300
代表者氏名	代表取締役 冨田 圭子
法人の沿革 事業内容	法人設立年月日：平成28年2月2日 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
法人が所有する 営業所の種類・数	児童発達支援・放課後等デイサービス：1 居宅介護・重度訪問介護：1

2 事業所の概要

事業所の名称	こばんはうす さくら 水戸備前堀教室
事業所の所在地	茨城県水戸市紺屋町 1377-1
電話番号	029-300-2275
FAX	029-300-2276
通常のサービス提供地域	水戸市、ひたちなか市
営業日・営業時間	営業時間：平日 9:00~18:00、学校休業日 9:00~18:00 サービス提供時間：①平日 10:00~13:00 ②学校休業日 10:00~16:00
休業日	12月31日~1月3日まで
利用定員	定員10名
事業所番号	0850100611（平成28年4月1日指定）
事業の目的	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作等の指導を行い、発達の助長を目的とする。
運営の方針	全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 同じ目線で時間と空間を共有します。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 日々の会話の中からストレスを共に見つけ出し、ケアしてまいります。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 必要性にすぐ手を差し伸べられる環境を提供します。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 社会性を取り戻し、人の輪・地域の輪を広げていきます。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 可能性を見い出して、生活が少しでも改善できるようトライしてまいります
職員への研修の実施状況	①採用時研修 採用後2ヶ月以内 ②継続研修 年2回 ③虐待防止研修 年1回

3. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
管理者	管理業務	常勤 1名
児童発達支援管理責任者	個別支援計画の作成 従事者に対する技術指導	常勤 1名
児童指導員または保育士	療育訓練・療育相談業務等	2名以上

4. 事業所が提供するサービスと利用料及び支払方法

(1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を作成しサービスを提供します。「個別支援計画」は、区市町村が決定した支給量（受給者証に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況などを踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申出により、いつでも見直すことができます。

【利用者に対するサービスの内容】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 日常生活における基本動作の訓練(2) 集団生活への適応訓練(3) 遊びの方法(4) その他児童の発達に必要な訓練 |
|---|

(2) 利用料と支払方法

上記サービスに対しては、障害児通所給付費が支給されます。障害児通所給付費は当事業所が利用者の委任により代理受領しますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき利用料（利用者負担額）をお支払いいただきます。

利用料お支払いは、1か月ごとに計算し、翌月11日までに請求しますので、毎月20日に指定して頂きました口座より口座引落させていただきます。

<利用負担額の上限等について>

障害児通所支援サービス利用者負担額は上限を定めています。その為、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業所が代理受領を行った障害児通所給付費額は、利用者へ通知します。

<償還払い>

障害児通所給付費を事業者が代理受領を行わない場合は、障害児通所給付費の全額をいっただんお支払いいただきます。この場合、利用者へ「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると障害児通所給付費が支給されます。

(3) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、「個別支援計画」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。

サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

(4) キャンセル料

急病により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席連絡を頂いた場合について電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

5 サービスの利用方法・利用料金

(1) サービスの利用開始

- ① 通所給付決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個別支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は通所給付期間と同じです。
ただし、引き続き給付決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 利用料金

- ① 契約書別紙【サービス内容説明書】のとおりです。
- ② 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等以外にお支払い頂く料金は以下の通りです。

おやつ代	1回あたり 50円（実費相当額）
創作活動材料費	創作活動にかかる実費
課外活動費	課外活動にかかる実費

創作活動や課外活動などには参加されない場合でも、通常に通所支援は受けております。その場合、活動費のご負担はありません。

6. 契約の終了

- 1 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
 - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
 - (4) 利用者が事業者へ支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - (5) 利用者が死亡した場合。

7. サービスの利用に関する注意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より受給者証の確認をさせて頂く場合には、ご提示ください。

(2) 通所の原則

デイサービスへの通所は、保護者様の責任においての通所、もしくは事業所の責任において送迎サービスを行っております。

保護者の方についても、指導訓練や季節行事等への場と一緒に参加していただく場合がございます。

(3) 感染症の発症

風邪・インフルエンザ・ノロウイルス・胃腸炎・溶連菌などの感染症を発症された場合、他のご利用者様の健康管理に配慮する点から、ご利用いただくことは出来ません。主治医診断のもと、許可を頂いてからのご利用となります。

尚、ご家族様の中での発症がありました場合も、自身が保菌している可能性が無いとは言えない状況である為、ご利用はご遠慮ください。

(4) おやつ代について

おやつ提供を希望される場合、利用者の摂取状況が良くない場合でも、提供させていただいた時点でおやつ代が生じます。

ただし、事業所は、利用者が食べられるものを提供するように配慮を行います。

8. サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び個人情報保護法に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9 緊急時の対応方法・協力医療機関

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、救急車の要請及び主治医の医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【協力医療機関】当事業所は下記の医療機関と協力をし、利用者の病状の急変などに備えております。

医療機関名 (医師名)	上甲医院 医師
医療機関所在地 (電話番号)	水戸市本町 3-1-8 029-221-5752

10. 事故発生時の対応

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険名	介護事業者賠償責任補償
保障の概要	業務遂行上の過失により利用者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。

11. 苦情の受付

●当事業所お客様相談窓口

窓口責任者・担当者	富田 圭子 ・ 大内 順子
受付時間	9:00～18:00
電話番号	029-300-2275

●障がい福祉課窓口

<水戸市>

住所	水戸市中央 1-4-1
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号	029-350-8084

<ひたちなか市>

住所	ひたちなか市東石川 2-10-1
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号	029-273-0111

また、茨城県社会福祉協議会に設置された、「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	茨城県協議会 福祉サービス運営適正委員会事務局
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号	029-305-7193

また、当事業所では児童虐待防止の努める為、虐待防止管理委員会を設置し責任者を選任しております。

責任者	富田 圭子
-----	-------

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

12. 第三者評価の実施

こぱんはうすさくら水戸備前堀教室では、第三者評価の実施はしていません。

年 月 日

放課後等デイサービス利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明し同意を得、交付しました。

事業者 所在地
茨城県水戸市中丸町 433 番地

名称 株式会社道進
代表者 代表取締役 冨田 圭子 印

事業所 所在地
茨城県水戸市紺屋町 1377-1

名称 こぱんはうすさくら水戸備前堀教室
説明者 管理者兼児童発達支援管理責任者
大内 順子 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 氏名 _____ 印

扶養義務者 氏名 _____ 印

住所 〒 _____

こばんはうす さくら

重要事項説明書

(放課後等デイサービス)

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

☆ 目 次 ☆

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の職員体制	2
4. 事業所が提供するサービスと利用料	3
5. サービスの利用方法・利用料金	4
6. 契約の終了	4
7. サービス利用に関する注意事項	5
8. サービス実施の記録	5
9. 緊急時の対応方法・協力医療機関	5
10. 損害補償保険への加入	6
11. 苦情の受付	6

1 事業者の概要

名 称	株式会社道進
法人種別	営利法人
法人所在地	茨城県水戸市中丸町 433 番地
電話番号	029-350-5300
代表者氏名	代表取締役 富田 圭子
法人の沿革	法人設立年月日：平成28年2月2日
事業内容	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
法人が所有する 営業所の種類・数	児童発達支援・放課後等デイサービス：1 居宅介護・重度訪問介護：1

2 事業所の概要

事業所の名称	こぱんはうす さくら 水戸備前堀教室
事業所の所在地	茨城県水戸市紺屋町 1377-1
電話番号	029-300-2275
FAX	029-300-2276
通常のサービス提供地域	水戸市、ひたちなか市
営業日・営業時間	営業時間：平日 9:00～18:00、学校休業日 9:00～18:00 サービス提供時間：①授業終了後 14:00～17:00 ②学校休業日 10:00～16:00
休業日	12月31日～1月3日
利用定員	定員10名
事業所番号	0850100611（平成28年4月1日指定）
事業の目的	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作等の指導を行い、発達の助長を目的とする。
運営の方針	全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 同じ目線で時間と空間を共有します。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 日々の会話の中からストレスを共に見つけ出し、ケアしてまいります。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 必要性にすぐ手を差し伸べられる環境を提供します。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 社会性を取り戻し、人の輪・地域の輪を広げていきます。 全ての答えはご利用者様の中にあると考えます。 可能性を見い出して、生活が少しでも改善できるようトライしていきます
職員への研修の実施状況	①採用時研修 採用後2ヶ月以内 ②継続研修 年2回 ③虐待防止研修 年1回

3. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
管理者	管理業務	常勤 1名
児童発達支援管理責任者	個別支援計画を作成 従業者に対する技術指導	常勤 1名
指導員または保育士	療育訓練・療育相談業務等	2名以上

4. 事業所が提供するサービスと利用料及び支払方法

(1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を作成しサービスを提供します。「個別支援計画」は、区市町村が決定した支給量（受給者証に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況などを踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申出により、いつでも見直すことができます。

【利用者に対するサービスの内容】

- | |
|--|
| (1) 日常生活における基本動作の訓練
(2) 集団生活への適応訓練
(3) 遊びの方法
(4) その他児童の発達に必要な訓練 |
|--|

(2) 利用料と支払方法

上記サービスに対しては、障害児通所給付費が支給されます。障害児通所給付費は当事業所が利用者の委任により代理受領しますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき利用料（利用者負担額）をお支払いいただきます。

利用料お支払いは、1か月ごとに計算し、翌月11日までに請求しますので、毎月20日に指定して頂きました口座より口座引落させていただきます。

<利用負担額の上限等について>

障害児通所支援サービス利用者負担額は上限を定めています。その為、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業所が代理受領を行った障害児通所給付費額は、利用者に通知します。

<償還払い>

障害児通所給付費を事業者が代理受領を行わない場合は、障害児通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると障害児通所給付費が支給されます。

(3) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、「個別支援計画」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。

サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

(4) キャンセル料

急病により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席連絡を頂いた場合について電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

5 サービスの利用方法・利用料金

(1) サービスの利用開始

- ① 通所給付決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個別支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は通所給付期間と同じです。
ただし、引き続き給付決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 利用料金

- ① 契約書別紙【サービス内容説明書】のとおりです。
- ② 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等以外にお支払い頂く料金は以下の通りです。

おやつ代	1回あたり50円(実費相当額)
創作活動材料費	創作活動にかかる実費
課外活動費	課外活動にかかる実費

創作活動や課外活動などには参加されない場合でも、通常に通所支援は受けております。その場合、活動費のご負担はありません。

6. 契約の終了

- 1 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
 - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
 - (4) 利用者が事業者へ支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - (5) 利用者が死亡した場合。

7. サービスの利用に関する注意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より受給者証の確認をさせて頂く場合には、ご提示ください。

(2) 通所の原則

デイサービスへの通所は、保護者様の責任においての通所、もしくは事業所の責任において送迎サービスを行っております。

保護者の方についても、指導訓練や季節行事等への場に一緒に参加していただく場合がございます。

(3) 感染症の発症

風邪・インフルエンザ・ノロウイルス・胃腸炎・溶連菌などの感染症を発症された場合、他のご利用者様の健康管理に配慮する点から、ご利用いただくことは出来ません。主治医診断のもと、許可を頂いてからのご利用となります。

尚、ご家族様の中での発症がありました場合も、自身が保菌している可能性が無いとは言えない状況である為、ご利用はご遠慮ください。

(4) おやつ代について

おやつ提供を希望される場合、利用者の摂取状況が良くない場合でも、提供させていただいた時点でおやつ代が生じます。

ただし、事業所は、利用者が食べられるものを提供するように配慮を行います。

8. サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び個人情報保護法に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9 緊急時の対応方法・協力医療機関

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、救急車の要請及び主治医の医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【協力医療機関】当事業所は下記の医療機関と協力をし、利用者の病状の急変などに備えております。

医療機関名 (医師名)	上甲医院 医師
医療機関所在地 (電話番号)	水戸市本町 3-1-8 029-221-5752

10. 事故発生時の対応について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険名	介護事業者賠償責任補償
保障の概要	業務遂行上の過失により利用者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。

11. 苦情の受付

●当事業所お客様相談窓口

窓口責任者・担当者	富田 圭子 ・ 大内 順子
受付時間	9:00～18:00
電話番号	029-300-2275

●障がい福祉課窓口

<水戸市>

住所	水戸市中央 1-4-1
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号	029-350-8084

<ひたちなか市>

住所	ひたちなか市東石川 2-10-1
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号	029-273-0111

また、茨城県社会福祉協議会に設置された、「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	茨城県協議会 福祉サービス運営適正委員会事務局
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号	029-305-7193

また、当事業所では児童虐待防止の努める為、虐待防止管理委員会を設置し責任者を選任しております。

責任者	富田 圭子
-----	-------

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

12. 第三者評価の実施

こぱんはうすさくら水戸備前堀教室では、第三者評価の実施はしていません。

年 月 日

放課後等デイサービス利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明し同意を得、交付しました。

事業者 所在地
茨城県水戸市中丸町 433 番地

名称 株式会社道進
代表者 代表取締役 冨田 圭子 印

事業所 (説明者)
(役職) 管理者

氏名 大内 順子 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 氏名 印

扶養義務者 氏名 印

住所 〒